

公共ます設置等承認申請の手続きについて

○ 申請が必要なとき

- ① **新設工事**：新たに公共ますを新設（取り出し）するとき
- ② **変更工事**：既設の公共ますの口径の変更（φ 5 0 0→φ 2 0 0）や、設置位置等の変更をするとき
- ③ **撤去工事**：既設公共ますの撤去（取付管含む）をするとき

○ 適用法令等

- ・ 下水道法第 1 6 条（公共下水道管理者以外の者が行う工事）に該当
- ・ 町田市下水道条例施行規則第 2 9 条及び町田市公共下水道の区域外使用及び設置の手続きに関する要領に詳細な手続きは規定

○ 手続きの流れ

同一申請者による隣り合う敷地内の工事は、一つの申請書にまとめて申請することができます。手続きの流れは、道路掘削を伴うか伴わないかで分けていますので、以下のパターンに沿って手続きを進めてください。

パターン 1 道路掘削を伴う工事の場合

⇒ 施工中の現場立会を行います（主に新設工事、撤去工事の場合）

※ 現場立会を行います。施工前・施工中・施工後の写真を撮影し、完了届に添付します。

パターン 2 道路掘削を伴わない工事の場合

⇒ 施工中の現場立会是不行（主に宅地内の変更工事の場合）

※ 「公共ます変更工事写真撮影例」を参考に施工前・施工中・施工後の写真を撮影し、完了届に添付します。

- ※ 写真に不備があると、再度掘って写真を撮影していただく場合もありますので、不備がないように撮影してください。
- ※ 一つの申請で道路掘削を伴う工事と伴わない工事が混在する場合は原則、道路掘削を伴う工事のみ現場立会を行い、道路掘削を伴わない工事は現場立会を行いません。

○ 各種申請書関連

各種申請書は、町田市ホームページからダウンロードできます。

（町田市トップページ＞暮らし＞水道・下水道＞下水道＞事業者の皆様へ＞市の承認が必要な自費工事＞公共ますの設置等に関する申請）

- ※ 上記申請手続きの他に「申請の取下げ」「許可・承認申請の取下げ」「事業主・代理人の変更」といった手続きがあります。これらの手続きを行う事由が発生した場合は、職員にお問い合わせください。
- ※ 玄関先にタイル貼り等で公共ますの上に化粧蓋を設置する場合は、「化粧蓋の設置届」が必要となりますので、職員までご相談ください。

パターン 1 道路掘削を伴う工事の場合（施工中の現場立会いを行います）

道路掘削を伴う、主に新設工事、廃止工事の場合が該当します。

（変更工事の場合でも、道路掘削を伴う場合は該当します。）

1. 公共ます設置等承認の申請

窓口のみ



【提出書類】 各 2 部	① 公共ます設置等承認申請書（第 28 号様式） ② 案内図 ③ 下水道台帳の写し ④ 平面図 ⑤ 構造・断面図
-----------------	--

2. 公共ます設置等承認書の受領

窓口のみ



※ 申請日から 5 開庁日後の午後以降に受け取りに来て下さい。

3. 工事の着手と現場立会いの申請

窓口またはメール

※ 工事の着手の 3 開庁日前までに提出して下さい。

※ 「2. 公共ます設置等承認書の受領」と同時の提出でも構いません。

① 窓口申請の場合

【提出書類】 各 1 部	① 公共ます設置等工事着手届兼立会申請書（第 7 号様式） ② 案内図 ③ 下水道台帳の写し ④ 平面図 ⑤ 構造・断面図
-----------------	---

② メール申請の場合

【メール】	【送付先メールアドレス】： gesui030_m01@city.machida.tokyo.jp 【メールの件名】：「公共ます設置等工事について」 【メールの添付ファイル】：以下、各 1 部を添付 ① 公共ます設置等工事着手届兼立会申請書（第 7 号様式）
※ 案内図、下水道台帳の写し、平面図、構造・断面図は、事前に提出して下さい。 （公共ます設置等承認の申請時や、承認書の受領時に提出してください。）	
※ 2 開庁日経ってもメールの返信が無い場合は、お手数ですがお電話下さい。	

4. 工事現場立会い

現場立会いに際しては、以下の状態でお待ち下さい。



- 新設工事：本管から公共ますまでの全体がわかる、開削したままの状態。
- 撤去工事：取付管を撤去した部分がわかる、開削したままの状態。

5. 工事完了届の提出

窓口のみ

【提出書類】 各 1 部	① 公共ます設置等工事完了届（第 10 号様式） ② 案内図 ③ 竣工図 ④ 写真（※ 施工前・施工中・施工後を撮影した写真）
-----------------	--

パターン2 道路掘削を伴わない工事の場合（施工中の現場立会いは行いません）

道路掘削を伴わない、主に公共ますの口径変更工事や移設工事の場合が該当します。

1. 公共ます設置等承認の申請

窓口のみ



【提出書類】 各2部	① 公共ます設置等承認申請書（第28号様式） ② 案内図 ③ 下水道台帳の写し ④ 平面図 ⑤ 構造・断面図
---------------	--

2. 公共ます設置等承認書の受領

窓口のみ



※ 申請日から5開庁日後の午後以降に受け取りに来て下さい。

3. 工事の着手の申請

窓口またはメール

※ 工事の着手の3開庁日前までに提出して下さい。

※ 「2. 公共ます設置等承認書の受領」と同時の提出でも構いません。

① 窓口申請の場合



【提出書類】 各1部	① 公共ます設置等工事着手届兼立会申請書（第7号様式） ② 案内図 ③ 下水道台帳の写し ④ 平面図 ⑤ 構造・断面図
---------------	---

② メール申請の場合

【メール】	【送付先メールアドレス】: gesui030_m01@city.machida.tokyo.jp 【メールの件名】: 「公共ます設置等工事について」 【メールの添付ファイル】: 以下、各1部を添付 ① 公共ます設置等工事着手届兼立会申請書（第7号様式）
※ 案内図、下水道台帳の写し、平面図、構造・断面図は、事前に提出して下さい。 （公共ます設置等承認の申請時や、承認書の受領時に提出してください。）	
※ 2開庁日経ってもメールの返信が無い場合は、お手数ですがお電話下さい。	

4. 工事完了届の提出

窓口のみ

【提出書類】 各1部	① 公共ます設置等工事完了届（第10号様式） ② 案内図 ③ 竣工図 ④ 写真（「公共ます変更工事写真撮影例」の通り、施工前・施工中・施工後を撮影した写真）
---------------	---